目 次

はしがき(i)
初出一覧 (iii)
凡 例 (ix)
序 章
1 問題提起 (r)
2 社会構造的差別の是正に関する問題局面 (4)
3 本書の構成 (6)
第一章 平等原則解釈論の包括的再構成。 ——社会構造的差別の是正に向けて
はじめに9
第一節 アメリカ連邦最高裁判例の基本的枠組みと問題点 …11
1 間接差別——Davis判決 (1976年) (11)
2 アファーマティブ・アクション——Croson判決 (1989年) (15)
第二節 反従属原理の規範要請
1 Karstの「平等な市民的地位原理」 (18)
2 Karstの平等原則解釈論 (22)
3 アファーマティブ・アクションの憲法上の位置づけ (29)
第三節 社会構造的差別の是正と国家機関の制度的能力 31
1 問題の所在 (31)
2 社会構造的差別の是正を求める権利の法規範性 (32)
3 間接差別に関する理論的整理 (35)
4 アファーマティブ・アクションの憲法上の位置づけの整理 (38)
第四節 日本国憲法における平等原則解釈論40
1 人種集団以外への「反従属原理」の適用可能性 (40)
2 日本における社会構造的差別の実態 (41)

3	社会権条項と平等条項の役割分担 (47)
4	平等原則の保障内容の二元的把握と学説の展開 (49)
5	憲法14条1項前段と後段の分離解釈 (58)
おわり	0) (2
1	本章のまとめ (65)
2	第二章~第四章で論じるべき事項 (66)
المام ا	
第二章	意法上の平等原則と私的自治
	パブリック・アコモデーションにおける 差別を巡る議論を手がかりに
はじょ	かに
1	問題の所在 (69)
2	分析の視角(71)
3	検討対象・手順(74)
第一領	命 アメリカにおけるパブリック・アコモデーション(PA)法
	の展開
1	コモン・ロー上のサービス提供義務の根拠 ——「独占排除理論」と 「行為理論」(76)
2	南北戦争後の法状況——Civil Rights Cases (1883年) (80)
3	1964年市民権法第 2 編の誕生――Heart of Atlanta Motel 判決 (1964年) (83)
4	パブリック・アコモデーション法の課題——連邦及び州の 立法不作為 (86)
第二節	節 差別禁止法理の射程限定と独占排除理論の再構成 88 ——Richard A. Epstein
1	自己所有と契約の自由 (89)
2	市場原理による差別の解消 (g1)
3	市場独占状態での差別の規制――独占排除理論の応用 (94)
4	Epsteinの議論の意義と問題点 (97)
第三節	節 差別禁止法理の射程拡大と公共空間における 差別禁止──Joseph Willam Singer ·················99
1	古典的な財産権理解への批判 (100)
2	財産権と社会関係 (103)

3	パブリック・アコモデーション法の法的性格 (107)
4	Singerの議論の意義と課題 (110)
5	平等理論との接合 (114)
6	アメリカの議論の総括 (117)
第四	節 日本の議論状況118
1	判例の展開——パブリック・アコモデーションにおける差別事例を 中心に (119)
2	パブリック・アコモデーション判例の一般的傾向と問題点 (137)
3	私人の差別を巡る民法学の議論状況――大村敦志と吉田克己 (144)
4	憲法学的考察と解釈論の提示 (153)
おわ) iz162
1	本章のまとめ (162)
2	今後の課題 (163)
	章 間接差別の憲法的統制
はじ	めに167
1	問題の所在(167)
2	検討対象・手順――カナダの判例理論の分析(172)
3	用語の整理 (174)
第一	節 カナダの平等判例の基本構造 174
1	カナダ人権憲章の平等権条項と違憲審査制の特徴 (175)
2	直接差別に関する平等権侵害の認定基準の変遷 (177)
3	実質的平等を保障する理論的根拠に関する学説の見解 (189)
第二	節 カナダの間接差別判例 193
1	Fraser 判決以前の判例の展開(194)
2	Fraser 判決 (2020年) (212)
3	間接差別に関する判例理論の整理 (227)
4	反従属原理との関係性――私見との関係も含めて(232)
第三	節 日本の判例分析――カナダの議論を踏まえて 235
1	夫婦同氏制合憲判決 (2015年) (236)

	その他の判決の分析(240) 引例分析のまとめと、判例の課題の抽出(253)
おわり	VZ255
	に章のまとめ (255)
	テ後の課題 (256)
第四章	アファーマティブ・アクションの違憲審査のあり方 259 ——「動機審査」及び「成果主義」の観点から
はじめ	VZ259
1 5	え従属原理とアファーマティブ・アクションの違憲審査 (26o)
2	問題の所在(261)
第一節	人種を対象にしたアファーマティブ・アクション判例の 展開264
	?ファーマティブ·アクションが実施されるようになった 持代背景 (264)
2 B	Sakke 判决 (1978年) (265)
3	引例規範の明確化——Croson判決 (1989年) (271)
4 半	J例規範の整理と問題点の抽出 (276)
5 <i>J</i>	、種区分による差別感情の助長 (277)
第二節	「人種的敵意」と「動機審査」279
1	問題の所在(279)
2 J	ohn H. Elyの動機審査理論(280)
3 =	こつの疑問点への回答 (282)
	lyの動機審査と実体的権利保障の整合性 (284)
5 R	lichard H. Fallon, Jr. の見解――実体的規範論への再構成 (285)
第三節	「成果主義」の再検討289
1 >	バリトクラシーにおけるメリットの意味 (290)
2 反	以果主義が重視される歴史的背景 (291)
3 木	社会構造的差別の被害の固定化(293)
4 反	成果の評価方法と国家活動の効率性——Amartya Sen (294)
5 系	ム 見 (297)

) iz	
本章のまとめ (301)	
今後の課題 (302)	
芦 ····································	303
本書のまとめ (303)	
今後の研究の方向性 (306)	
・人名索引 (309)	
	本章のまとめ (301) 今後の課題 (302) 至 本書のまとめ (303) 今後の研究の方向性 (306)